

諮問庁：特許庁長官

諮問日：令和8年4月30日（令和8年（行情）諮問第580号）

答申日：令和8年10月14日（令和8年度（行情）答申第660号）

事件名：特定団体からの要望書の不開示決定（不存在）に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙に掲げる文書（以下「本件対象文書」という。）につき、これを保有していないとして不開示とした決定は、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、令和7年11月17日付け20251020特許11により特許庁長官（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った不開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

原処分は、違法かつ不当である。即ち、「特定雑誌特定号特定頁において、「特定題目」の記事のなかで～～（特定雑誌特定号特定頁の引用であり、記載は省略する。）～旨記載されているが、このなかの「昨年度にも同様の要望書を提出」における「昨年度に提出された同様の要望書」に関する文書。」は、特許情報提供システムという最重要問題である。（中略）「昨年度に提出された同様の要望書」に関する文書は、本来永久保存のはずである。もし、不存在の場合は、該当文書の作成年月日、保存期間、廃棄年月日を明確にしていきたい。

よって、原処分を取り消すべきであるとの決定を求める。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 事案の概要

- （1）審査請求人は、令和7年10月16日付けで、法3条に基づき、処分庁に対し、本件対象文書の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行い、処分庁は同月20日付けでこれを受け付けた。
- （2）本件開示請求に対し、処分庁は、本件対象文書を特定し、令和7年11月17日付けで、法9条2項の規定に基づき、20251020特許11をもって、下記2のとおり、全部を不開示とする決定（原処分）を行った。
- （3）原処分に対し、開示請求者である審査請求人は、令和8年2月13日

付けで、諮問庁に対し、行政不服審査法（平成26年法律第68号）4条1号の規定に基づき、原処分の取消しを求める審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行い、諮問庁は、同月16日付けで本件審査請求を受け付けた。

- (4) 本件審査請求を受け、諮問庁において、原処分の適法性及び妥当性につき慎重に精査したところ、本件審査請求には理由がないと認められたため、諮問庁による裁決で本件審査請求を棄却することにつき、情報公開・個人情報保護審査会に諮問するものである。

2 原処分における処分庁の決定及びその理由

処分庁は、本件対象文書の全部を不開示とする原処分を行った。

原処分において、不開示とした理由は、以下のとおりである。

本件対象文書に該当する行政文書は、特許庁では、開示請求時点において保有していないため、不開示とする。

なお、行政文書ファイル管理簿を確認したが、本件対象文書がつづられている可能性のあるファイルの存在は確認できず、書架、書庫及び共有フォルダ内の探索を改めて行ったが、本件対象文書の存在は確認できなかった。

3 審査請求人の主張についての検討

審査請求人は、本件対象文書は本来永久保存されているはずである旨主張している。

しかしながら、本件対象文書は平成13年度に作成・取得されたと考えられるところ、当時有効であった特許庁文書取扱規程（以下「文書規程」という。）では、永久保存とするものを除く文書の保存期間を最長でも20年と定めており、本件対象文書は、その性質に鑑みれば永久保存には該当しないと考えられることから、本件開示請求の時点で保存期間満了により既に廃棄されていたものと考えられる。

念のため、改めて書架、書庫及び共有フォルダ内の探索を行ったが、本件対象文書の存在は確認できなかった。

4 結論

以上により、本件審査請求については何ら理由がなく、原処分の正当性を覆すものではない。

したがって、本件審査請求については、棄却することとしたい。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- | | |
|-------------|---------------|
| ① 令和8年4月30日 | 諮問の受理 |
| ② 同日 | 諮問庁から理由説明書を収受 |
| ③ 同年10月7日 | 審議 |

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求は、本件対象文書の開示を求めるものである。

審査請求人は、原処分 of 取消しを求めており、諮問庁は、本件対象文書は保有していないとして不開示とした原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の保有の有無について検討する。

2 本件対象文書の保有の有無について

本件対象文書の保有の有無について、諮問庁は、上記第3の3のとおり説明する。

当審査会事務局職員をして国立国会図書館に所蔵されている特定雑誌を確認させたところ、本件開示請求は、平成14年に刊行された号に掲載された特定団体による同年8月8日付けの特許庁宛ての要望書中の記述に依拠したものであると認められる。

次に、諮問庁から文書規程及び同規程に基づく特許庁文書保存細則の提示を受けて確認したところ、本件対象文書が同細則において列挙される永久保存を要する文書に該当するとは考えにくい。そうすると、本件対象文書について、保存期間満了により開示請求時点では既に廃棄されているものと考えられるとする上記第3の3の諮問庁の説明は、不自然、不合理とはいえない。他に本件対象文書の存在をうかがわせる事情も認められないことから、特許庁において本件対象文書を保有しているとは認められない。

3 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、これを保有していないとして不開示とした決定については、特許庁において本件対象文書を保有しているとは認められず、妥当であると判断した。

(第2部会)

委員 武藤京子、委員 佐藤郁美、委員 寺田麻佑

別紙 本件対象文書

平成13年度に特許庁へ提出された、特定団体からの要望書